第２部　各論

第１章　地域で高齢者を見守り、支え合う地域包括ケア体制の充実

１．八女市地域包括ケアシステムの深化・推進

本市では、地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進のために、第７期計画期間中には、地域住民への地域包括ケアシステムの周知活動や、高齢者のニーズに応じた切れ目のないサービス提供体制の構築等に努めてきました。

今後も、生活支援コーディネーターと連携し、小地域ケア会議、日常生活圏域地域ケア会議、地域包括ケア推進支援会議の３階層からなる地域ケア会議を開催しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

【八女市地域包括ケアシステム（イメージ）】

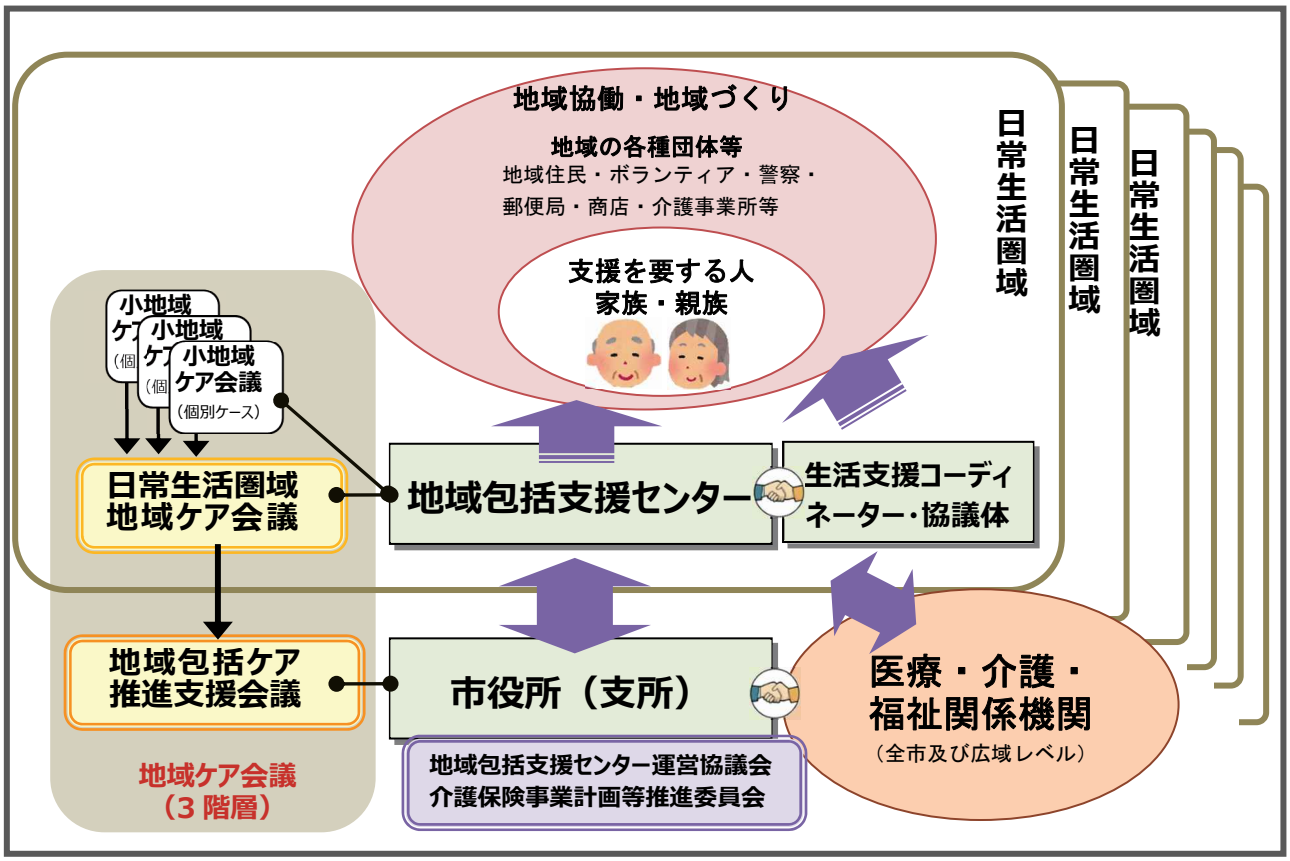

２．地域包括支援センターの機能強化

（１）地域共生社会に対応した地域包括支援センター体制の確立

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う中核拠点です。

本市では、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しており、第７期計画期間中には、国の評価指標や、地域包括支援センター運営協議会等における評価・点検を実施し、地域包括支援センターの機能強化を図ってきました。

更なる地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者のみならず、障がい・子ども・生活困窮等複合的な課題を抱えた世帯の相談に対応できる地域共生社会に対応した総合的な相談支援体制を目指し、「３職種」[5]を配置した相談体制整備や、統括部門の機能強化及び関係機関との連携強化を推進します。

また、東部地区の機能強化及び効率的な運営体制の構築を進めていきます。

高齢者に対するアンケート調査によると、地域包括支援センターに対する認知度は上昇傾向にはありますが、総合相談窓口としてのさらなる認知度向上と定着を図ります。そのために、ホームページ、広報、ＦＭ八女やほうかつ通信の発行等により市民への周知を拡充します。

【八女市地域包括支援センターの体制】

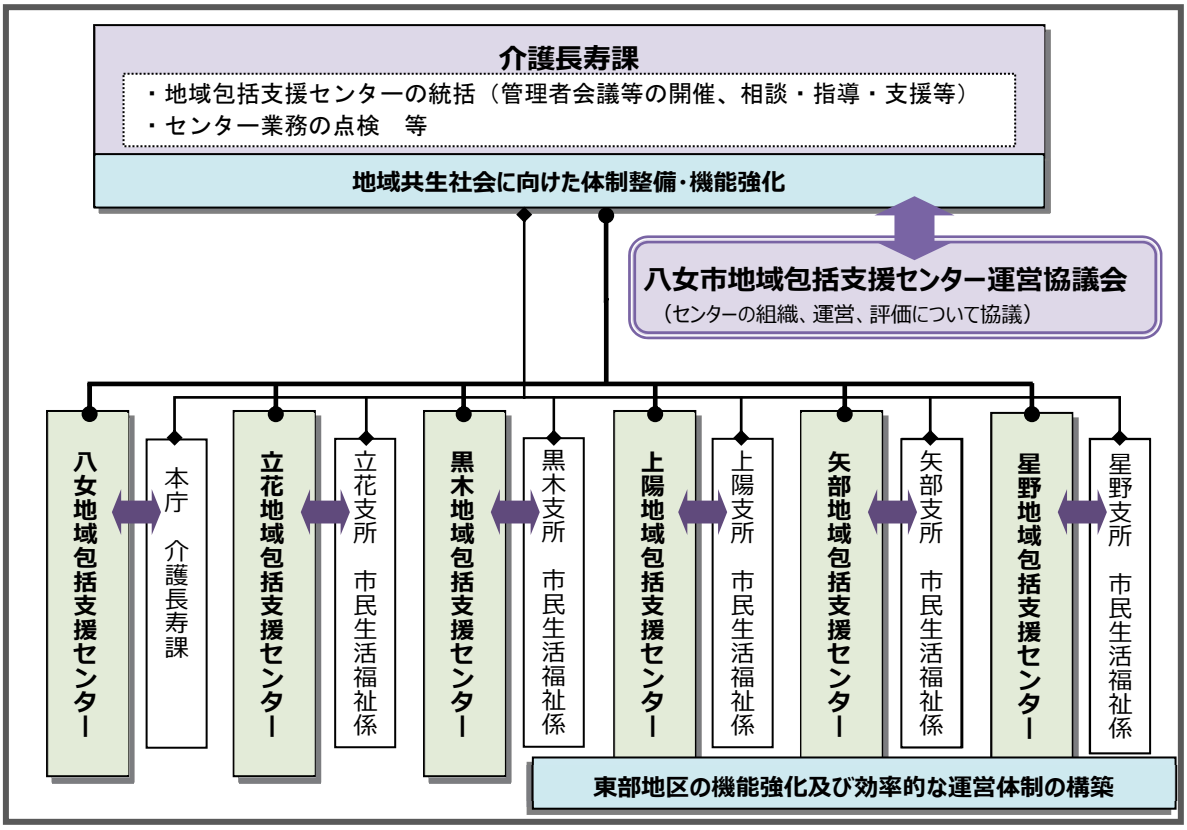

[5]「３職種」：主任介護支援専門員・保健師等・社会福祉士等
保健や福祉、介護の専門職である３職種を配置したチームアプローチによる相談体制整備

（２）包括的支援事業等との連携

本市では、地域包括支援センターの体制整備とともに「地域ケア会議の推進」や「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」等を実施し、包括的な支援を図ってきました。今後も、認知症施策や在宅医療・介護連携の推進、介護予防事業等、各圏域の特性に応じた取り組みが必要です。

地域包括支援センターの業務は、これらの包括的支援事業すべてと密接に関係しているため、各圏域のセンターにおいて、これらの事業に適切に関与できるよう、地域包括支援センターの基本指針・運営指針に基づき、さらなる機能強化を図ります。

包括的支援事業等との連携のために、地域ケア会議を主宰し、地域課題を共有し、課題解決に向けたネットワークの構築や資源の掘り起こしを行います。

また、医療・介護分野の多職種連携を図りながら在宅医療・介護連携を推進し、在宅での切れ目のない支援を行っていきます。さらに認知症施策の推進においては、初期集中支援チームを活用し適切な医療につなげるとともに、認知症地域支援推進員による相談体制を強化し、「認知症施策推進大綱」に基づき「共生」と「予防」を両輪として支援するとともに早期介入に努めます。

【地域包括支援センターの機能強化（包括的支援事業等との連携イメージ）】

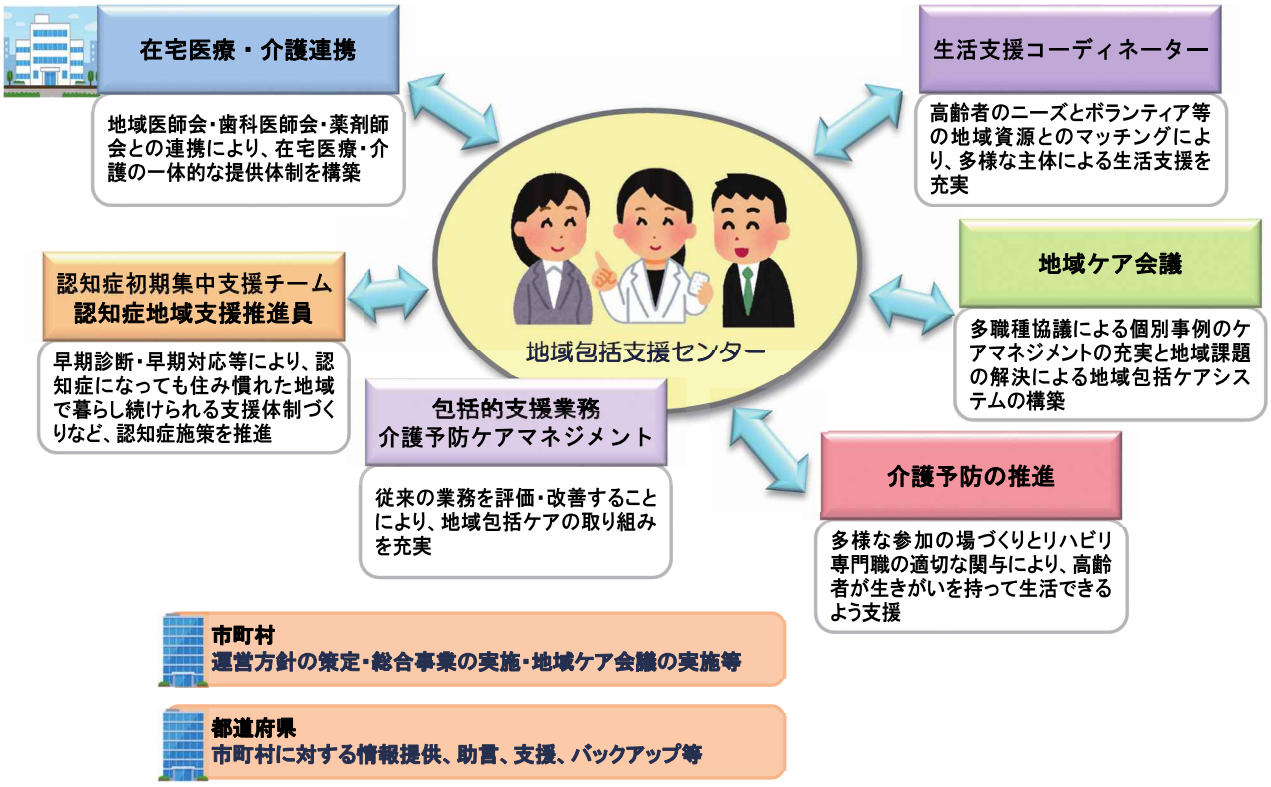

（３）地域包括支援センター業務の推進

地域包括支援センターで行う以下の主要４業務について、市内のどの圏域においても同一の支援サービスが提供されるよう、各センターの業務の平準化に取り組みます。

そのために地域包括支援センター職員は、センター全体のスキルアップのため、必要な知識や技術の習得を目的とした研修会や講演会に積極的に参加し、相談技術やケアマネジメント技術の向上を図ります。また、地域包括支援センターの職種ごとに部会をつくり、研修等を企画しながら連携を深め、スキルアップに努めます。

① 介護予防ケアマネジメント業務

要支援認定者に対する予防給付に関するケアマネジメント及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスにおけるケアマネジメントを行う業務です。

地域包括支援センター職員のスキルアップを図りながら、引き続き質の高いケアマネジメントの実施に向けて取り組みます。

② 総合相談支援業務

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスの利用につなげる等の支援を行うための業務です。

複雑な問題を抱えた処遇困難事例が増加し、障がいや子ども、生活困窮等の関係部署との連携の必要性が高まっていることから、総合的に相談できる体制づくりに努めます。

また、地域包括支援センターを中心に、地域でのネットワーク構築や実態把握に努め、保健・福祉・医療サービスや様々な社会資源を活用できるよう、生活支援コーディネーターと連携しながら地域ケア会議等を通じて地域の社会資源等の整理や紹介、社会資源創出の検討等を行います。

③ 権利擁護業務

地域の関係者等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者虐待や消費者被害等から高齢者の権利を守るために必要な支援を行う業務です。

成年後見制度や社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（八女安心サポート事業）の普及啓発及び利用促進に努め、関係機関と連携し対応策の検討、解決に取り組みます。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、保健、医療及び福祉等の関係団体の関係者による多職種連携や地域との連携を通じて、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する個別相談・指導、処遇困難事例への指導助言等の後方支援を行うための業務です。

関係機関と地域の介護支援専門員との連携を支援し、介護保険サービス以外の社会資源等の情報共有や、関係機関と連携した事例検討や研修会による資質向上を図ります。

また、地域の介護支援専門員のネットワークを強化し、日常的に円滑な業務が実施されるよう地域の連携・協力体制整備に努め、包括的・継続的なケアマネジメント体制構築を推進します。

３．地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、民生委員・児童委員（以下、民生委員という。）等の地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員のケアマネジメントを通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには地域包括ケアに係る政策形成につなげることを目指すものです。

地域ケア会議の推進・充実は、介護支援専門員の資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることが可能であることから、地域包括ケアシステムの構築に有効であるとされています。

このような地域ケア会議の趣旨を踏まえ、本市では関係機関及び団体が連携して地域の課題を共有し、高齢者等に対し専門的な支援を効果的かつ重層的に行えるよう、「地域包括ケア推進支援会議等設置要綱」に基づき、下図①～③の３階層（地域包括ケア推進支援会議・日常生活圏域地域ケア会議・小地域ケア会議）の地域ケア会議を設置、開催しています。

今後も高齢者のニーズに応じて適切に切れ目ない支援が提供できるよう、また、地域での支援体制の構築のために、３階層の地域ケア会議を効果的に開催していきます。

高齢者を取り巻く環境は、人口、環境の変化（集落環境・家庭環境・交通環境・買い物環境等）、医療・介護の充足度、高齢者を支える体制等において地域差があり、課題や優先順位も異なります。日常生活圏域地域ケア会議は、会議のもつ「ネットワーク構築」、「地域の課題の抽出」、「地域づくり・資源開発」の機能を活かし、地域の団体や関係機関とともに地域づくり課題解決を進めていけるよう理解を図りながら定例的な開催に努めます。

【八女市の地域ケア会議】

名称	内容	設置単位
①地域包括ケア推進支援会議	政策、調査研究、ネットワーク構築に関わる会議	市全体 【市介護長寿課で開催】
②日常生活圏域地域ケア会議	個別事例から地域課題に関わる関係機関等の定期開催会議	日常生活圏域（6 圏域） 【各地域包括支援センター主宰】
③小地域ケア会議	個別ケア会議（処遇困難型・自立支援型） 地域も含め、多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、自立支援に資するケアマネジメントを支援し、対象者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制を検討する会議。 地域の潜在ニーズの顕在化を図る役割もある。	日常生活圏域（6 圏域） 【各地域包括支援センター主宰】

４．地域での見守り・支え合う体制の充実

（１）一人暮らし等高齢者の見守り活動

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の実態を把握し、緊急時等の支援につなげるため、民生委員・児童委員連絡協議会の協力を得て、訪問調査を実施しています。

調査結果をもとに、一人暮らし高齢者等の緊急連絡先や主治医、生活状況等の情報を台帳化し、民生委員や地域包括支援センターと情報を共有することで、日常的な見守り活動・支え合う体制を促進していきます。

また、福岡県が締結している「見守りネットふくおか」の協定書に基づき、一人暮らし高齢者等の見守り活動に関して、新聞販売店や郵便局、小売店等の民間事業者と協定を締結しています。

今後も本協定の締結先等をはじめとした民間事業者等との連携を図り、安心して在宅生活ができるよう支援します。

（２）認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク事業

認知症等により高齢者が行方不明となった時に、できるだけ早く発見し保護することを目的に、警察や消防、その他の行政機関や民間事業所等とのネットワークを構築し、行方不明者の生命・身体の安全確保に努めています（令和元年度末：153 事業所）。

また、県南 12 市町による筑後ネットワーク田園都市圏構想において、高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク広域連携協定により広域ネットワークも構築しています。

認知症等による高齢者のひとり歩きは今後増加が見込まれるため、必要に応じて事前登録（あんしん登録）を推進します。

（３）救急医療情報キット配付事業

一人暮らし高齢者等について、予め主治医や服薬内容等の医療情報、緊急時の連絡先を記入した用紙を専用の容器に入れて保管し、その情報を消防署と共有することで、救急等の緊急事態時により早い対応ができるようにする事業です（令和元年度末：利用登録者数 4,465 人）。

救急医療情報の有用性は高いため、引き続き救急医療情報キットの普及啓発と定期的な情報更新の呼びかけを行い、民生委員等の協力を得ながら効果的な設置に努めます。

（４）関係団体等との連携

①　社会福祉協議会

社会福祉協議会は、高齢者福祉分野において「ふれあいサロン」の立ち上げ支援、継続的な関わりから高齢者の生活ニーズ調査を行い、地域の課題抽出、課題解決への活動等を実施しています。

今後も高齢者福祉分野の中核的団体として、連携・支援を行います。

②　民生委員・児童委員連絡協議会

民生委員・児童委員連絡協議会は、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への訪問調査、要介護（支援）高齢者の実態把握の実施等、地域の福祉ネットワークを支える重要な役割を担っています。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯をはじめ、支援を要する困難事例が増加傾向にあることから、今後も民生委員・児童委員連絡協議会と連携して、支援が必要な人の早期発見と早期対応に取り組みます。

③　ボランティア団体

社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動についての情報提供や相談、あっせん、活動の場の提供等を実施し、各種ボランティアの育成・支援を行っています。

今後も社会福祉協議会と連携し、介護予防に資するボランティア団体の組織づくりや活動支援に努めていくとともに、生活支援コーディネーターを中心にボランティア団体のネットワーク化を進め、各種ボランティア活動が活発に行われる体制づくりを推進・支援していきます。

④　老人クラブ連合会

老人クラブは、豊かで明るい長寿社会の実現を目指して、これまで培われた経験と知恵を活かした健康維持や生きがいづくり活動を実施しています。

引き続き、老人クラブ連合会と情報を共有し、加入促進及び組織の活性化を図るとともに、高齢者が地域の中で自主的な活動が展開できるように支援していきます。

⑤ 行政区や校区まちづくり協議会

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、行政区をはじめ地域の様々な団体が、それぞれの活動を展開しています。また、高齢者に関する課題をはじめ、青少年に関する課題や安心安全に関する課題など、地域が抱える課題を解決するために、地域の様々な団体等が連携・協力して取り組む「まちづくり団体」が、小学校区等を単位として組織されています。

第７期計画期間中には、地域ケア会議等を通じて、問題解決や地域課題等の抽出を行いました。

地域で高齢者を見守り支えるための地域包括ケア体制の深化・推進を図るために、今後もこれらの地域の関係団体と情報共有し連携を深めます。

５．介護人材等の確保・育成及び介護現場の業務効率化

（１）介護人材の確保・育成

潜在的介護人材の発掘や新たな介護人材の確保に向け、介護職員初任者研修等を引き続き開催します。そして、研修受講生に対し、市内の介護保険事業者の求人情報等を発信することで、働き手と介護保険事業者をつなぐ仕組みづくりを構築します。

また、介護職養成に資する国・県の職業訓練や奨学金等の制度を的確に把握し、その利用促進のために関係機関等へ適切に情報発信を行っていきます。

さらに、八女市地域密着型サービス連携会議などの介護・福祉関係事業者等と協働し、介護人材の確保や育成に向けた研究を行います。また、教育関係機関とも協働し、「介護」のイメージをプラスに転換すべく、「介護の魅力」を小・中学校等の教育の現場を含め、広く地域住民へ発信していきます。

（２）生活支援サービス等の担い手の確保・育成

介護予防・生活支援サービス事業における生活支援サービス等の担い手の確保やボランティア団体との連携について、生活支援体制整備事業で設置した生活支援コーディネーターの活動を起点に取り組みを進めています。

今後も福祉教育の推進、ボランティアの育成により社会参加の意識づくりを推進しながら、生活支援サービス等の担い手の確保・育成に努めます。

（３）介護予防サポーター等の確保・育成

高齢者に関わるボランティアとして、介護予防サポーター等を育成しているほか、「ふれあいサロン」においても社会福祉協議会の支援等により、地域のボランティアが活動の担い手として活躍しています。

引き続き、介護予防サポーター等の養成講座への支援を行うとともに、介護予防サポーターとふれあいサロンとのマッチングを行い、地域介護予防サポーターの活動促進を図ります。

（４）介護現場の業務効率化

介護保険サービスの指定申請書類や各種届出書類について、手続きの簡素化や、実地指導における文書削減のために、ホームページでの様式の公開や、事務手続き方法の開示等、事務の効率化に向けた取り組みを行ってきました。今後は提出データの電子化や証明印の省略等により一層の簡素化を実施することにより、介護サービス事業者の業務効率化や負担軽減を図ります。

また、地域医療介護総合確保基金を活用した介護現場へのＩＣＴ（情報通信技術）、ロボット等の導入支援についてもその効果を検証しながら普及に努めます。